

平成30年度
愛知県相談支援従事者初任者研修
サービス管理責任者等研修

相 談 支 援 概 論

— 相 談 支 援 の 目 的 —



医) 豊和会

P S W ・ 相 談 支 援 専 門 員

成瀬 智

この時間で、共に考えていきたい視点

- 地域生活支援（生活者としての視点）
- 自立と社会参加
- 権利擁護
- エンパワメント
- 地域づくり など

わたしたちは「何者」か

- 資格として

- 職種として

医療保健福祉活動の専門職

- 医師
- 看護師、保健師
- 精神保健福祉士、社会福祉士
- 作業療法士(OT)、理学療法士(PT)
- 臨床心理士(心理専門職)
- 薬剤師
- 栄養士
- 技師(検査等) など

医療保健福祉活動の専門職

- 介護福祉士、介護支援専門員
- 保健福祉相談員
- 相談支援専門員（相談支援従事者）
- サービス管理責任者
- 児童発達支援管理責任者
- サービス提供責任者
- コミュニティソーシャルワーカー
- ホームヘルパー
- 就労支援員（ジョブコーチ）
- 生活支援員、世話人 など

その他地域の保健福祉にかかわる人たち

- 本人、家族
- 家族会
- 行政の職員
- 教育機関
- 自助（セルフヘルプ）グループと、ピアカウンセラー（ピアサポーター）
- ボランティア
- 地域生活支援員
- 児童民生委員、町内会長 など



わたしたちは「何者」か

ソーシャルワーク(ソーシャルワーカー)の機能

■個人(ケースワーク)

特性理解、アセスメント、コーディネート、課題の整理、課題の共有、チーム形成、合意形成・・・

■環境(コミュニティワーク)

コミュニケーション、地域課題の整理、プレゼン力、地域のネットワーク形成・・・

■社会全体(ソーシャルワーク)に働きかけ

地域課題への取り組み、全体の合意形成、交渉能力、具体的なデータの作成能力、社会資源の開発・創造、福祉以外の社会との交渉力・・・

わたしたちは「何者」か

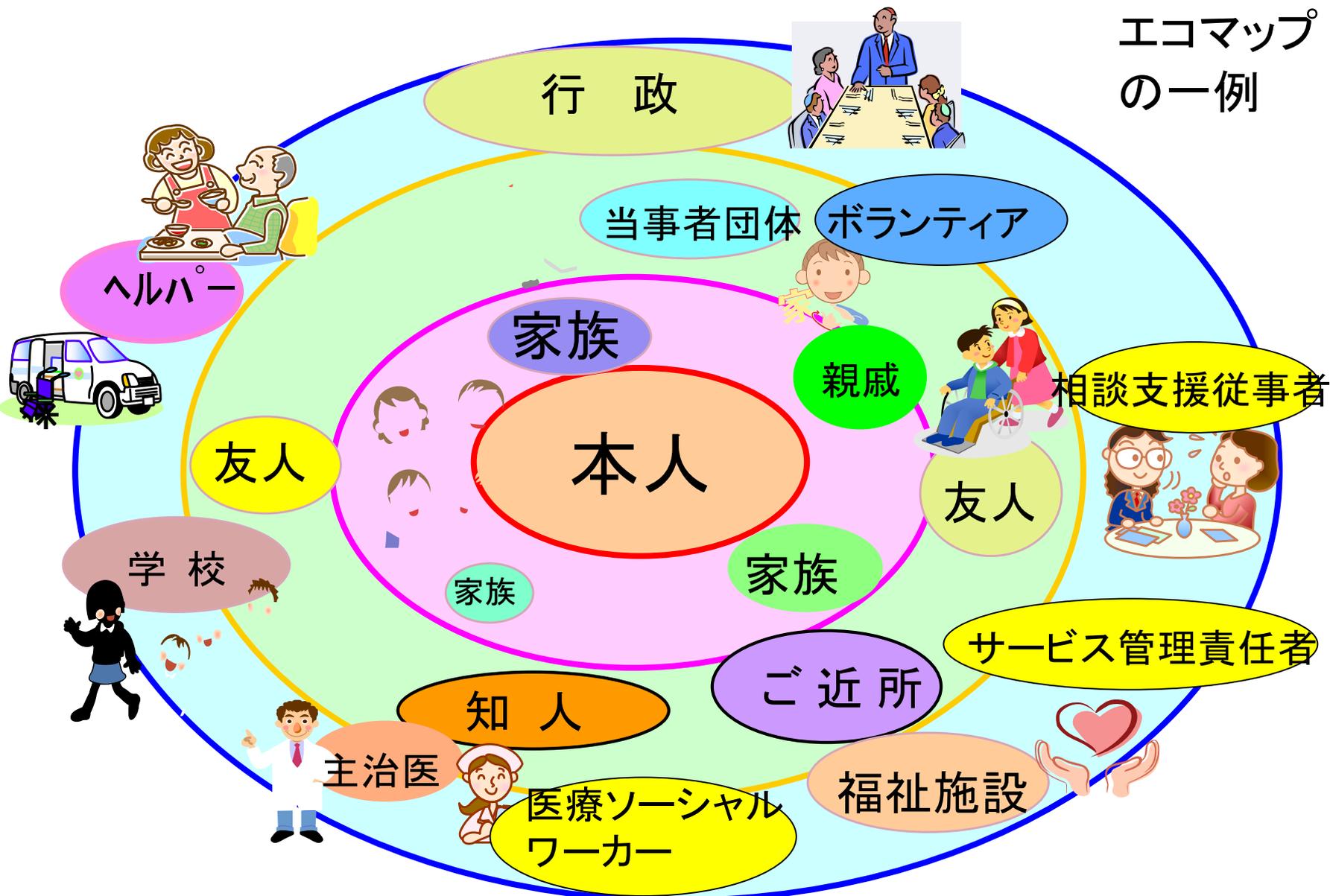
- ケアプランを作成するだけではない。

基本相談が重要

- 本人や環境のいいところを活用し、環境を変化させ、制度や地域づくり、人材育成も行う

地域での様々なつながり

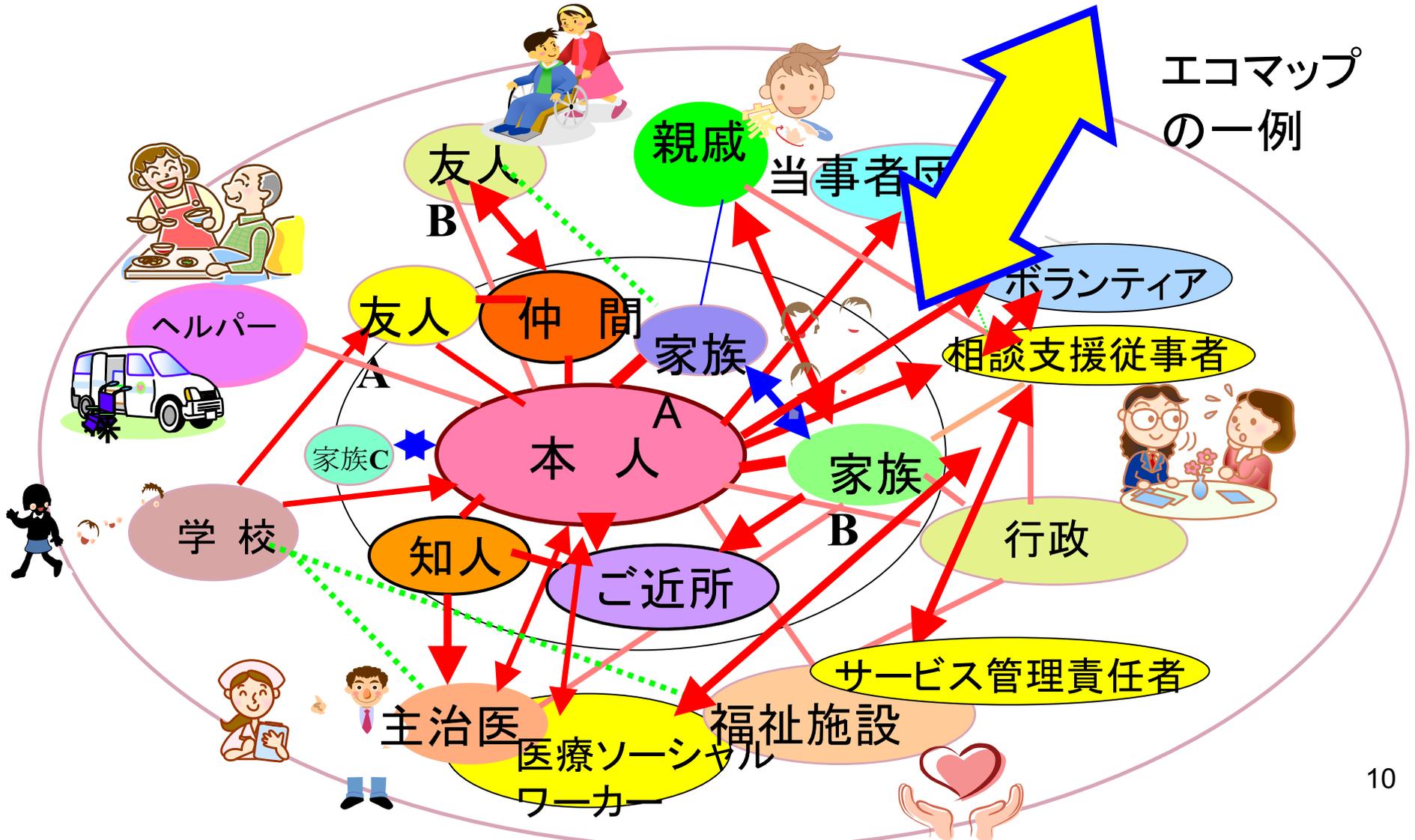
エコマップ
の一例



地域での様々な つながり

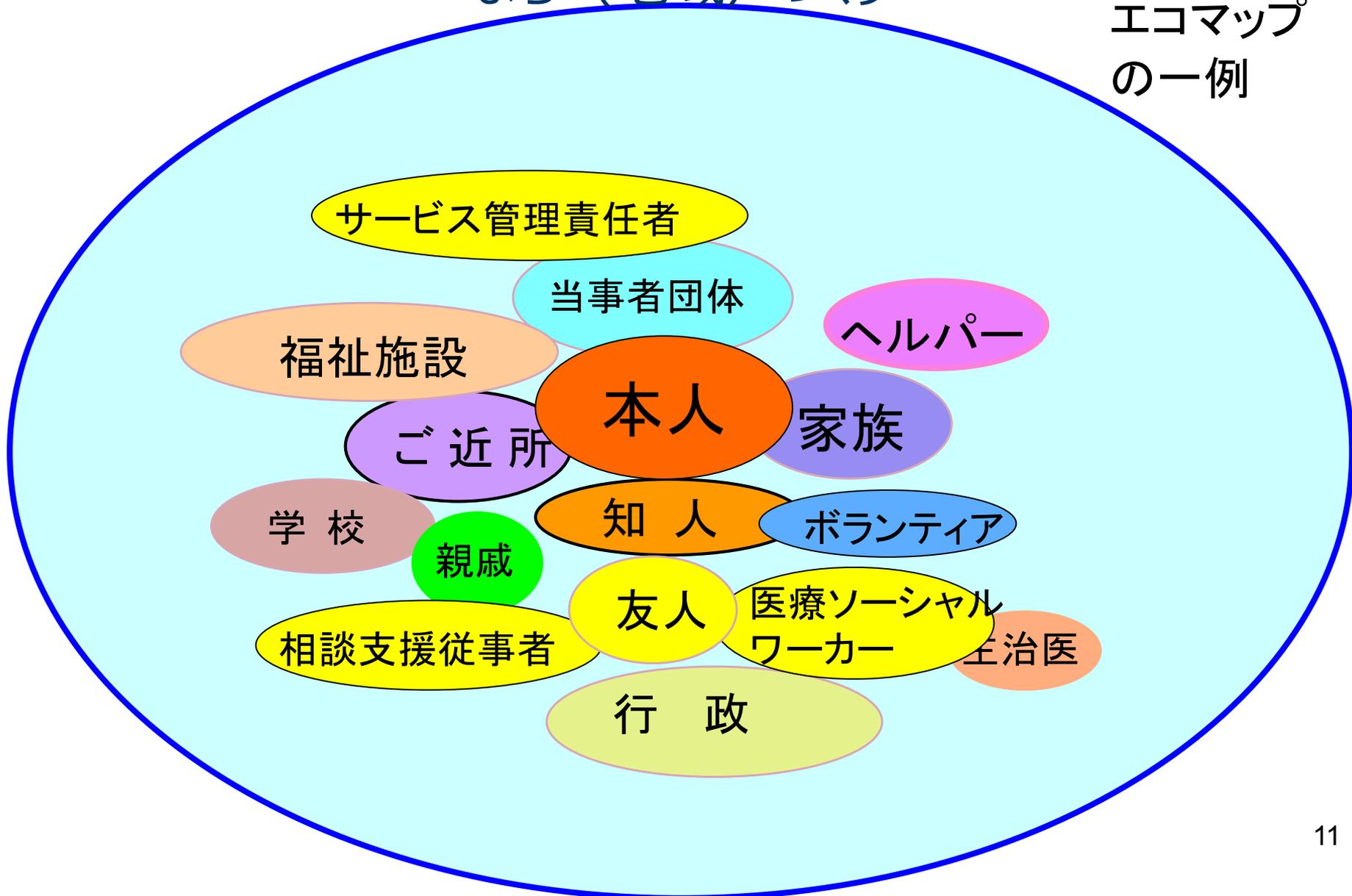
自立支援協議会

エコマップ
の一例



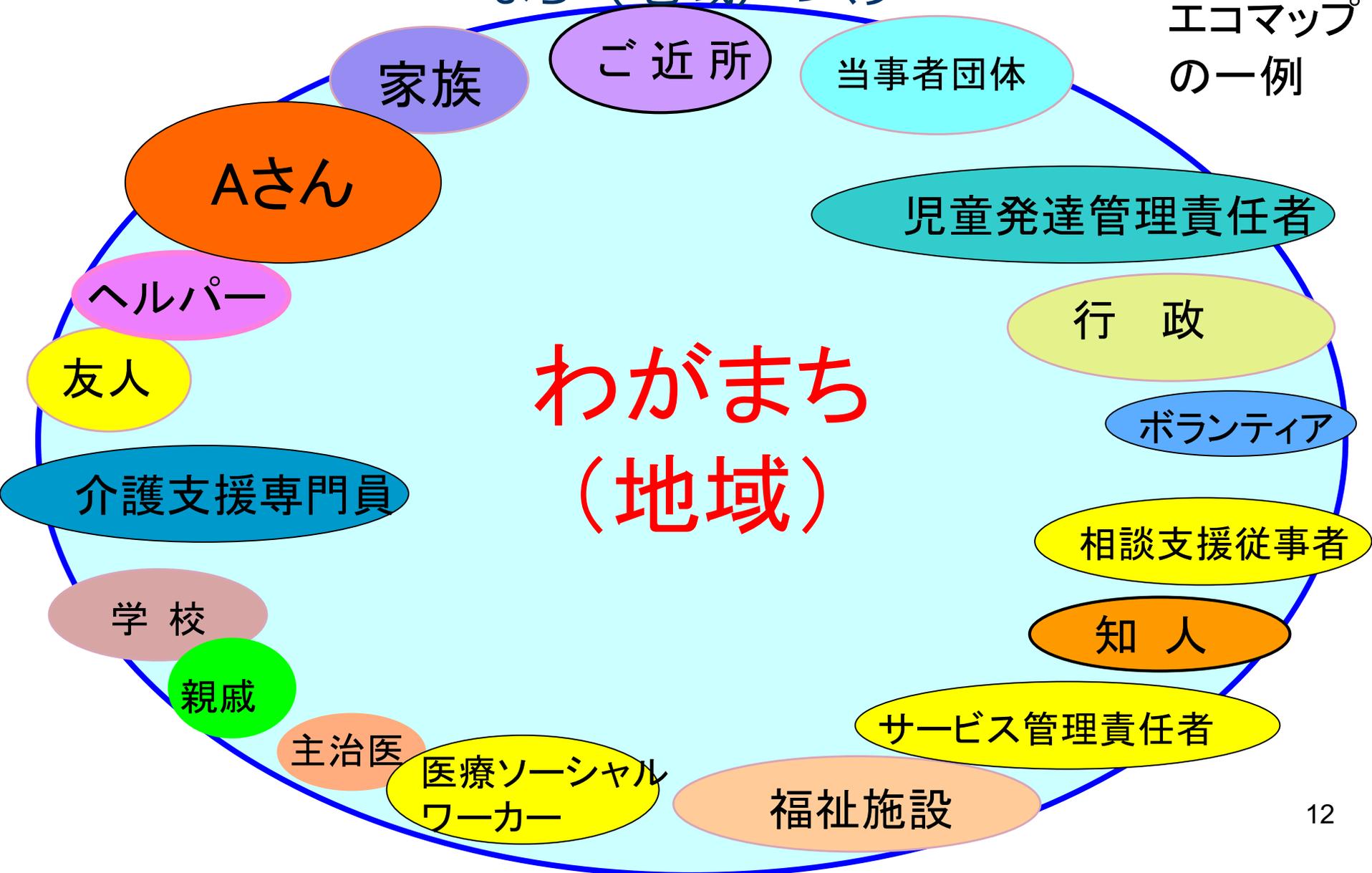
障害のある人もない人も、様々な人が共に暮らす まち（地域）づくり

エコマップ
の一例



障害のある人もない人も、様々な人が共に暮らす まち（地域）づくり

エコマップ
の一例



障害とは

- 1993(平成5年)障害者基本法(第二条)

精神障害(発達障害を含む)

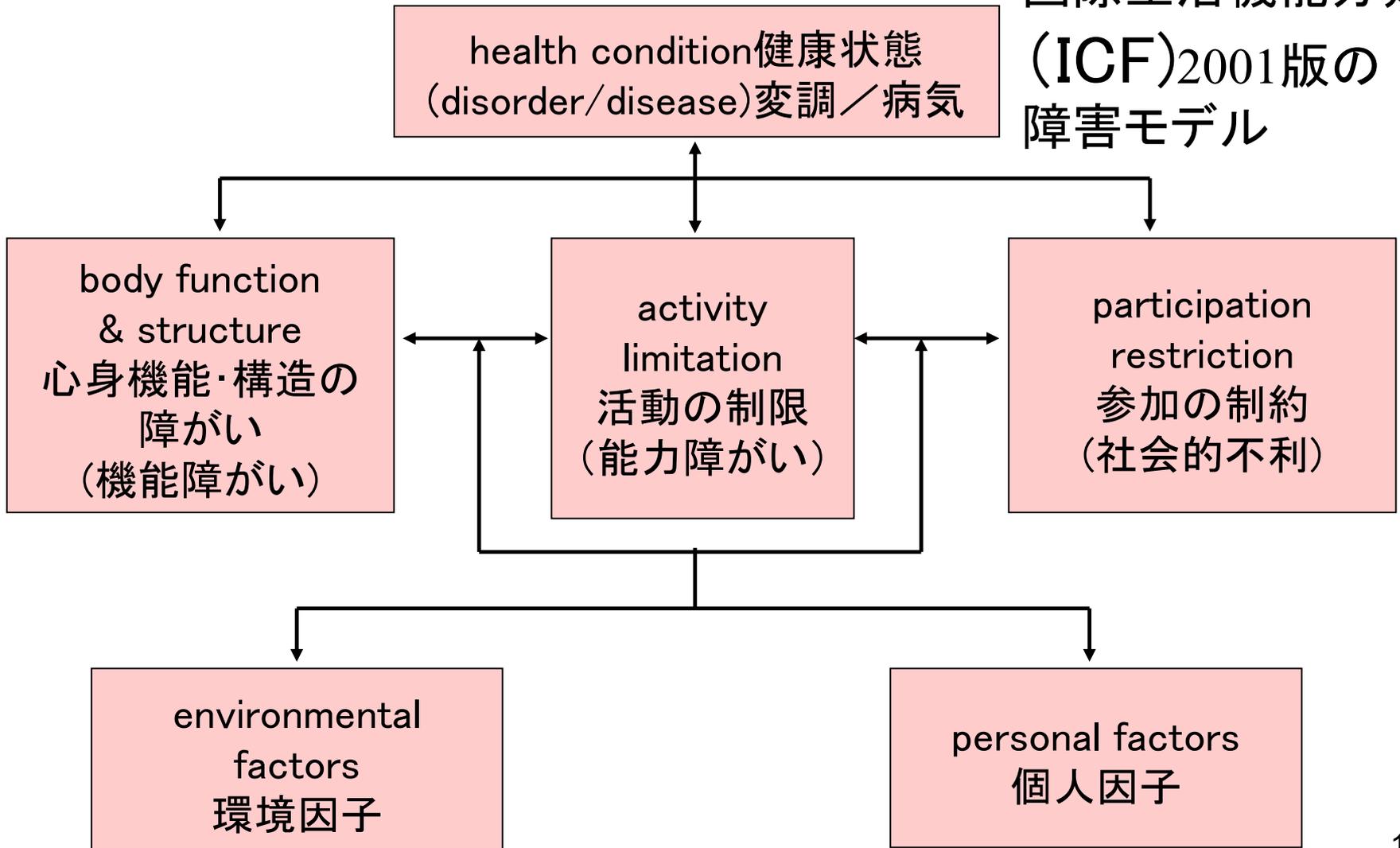
身体障害

知的障害

- 制度として、「難病」も加わる
2013(平成25年)障害者総合支援法

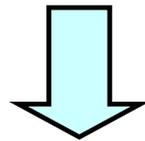
改定「各次元の相互作用」

国際生活機能分類
(ICF)2001版の
障害モデル

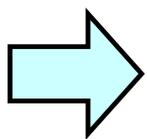


国際生活機能分類：ICF

- 「社会的不利」とは多くの場合、「社会の側にある障壁」である
- 「社会的不利」とは疾病（病気やけが）の帰結ではない



障害（の原因）とは、障害者個人の側にあるのではなく、環境との関係の中にある → （社会的障壁）



援助とは？ 支援とは？

困難さを軽減する = 本人の能力を高める??

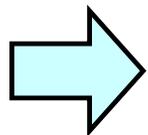
「医学モデル」と「生活モデル」

■ 医学モデルとは

- 医学的に患者自身の病状を重視する考え方
- 病気を治す、機能・能力を向上させるということ

■ 生活モデルとは

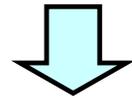
- 人間と環境をつながりのあるものとして考えるもの
- 生活の中で病気は一つの要素にしか過ぎない
- 病気・障がいがあってもその他の要素が問題がなければ満足できる生活が送れることもある



ストレングス (元来、本人や環境にある強み)

障害のある方の支援とは・・・？

原疾病の症状、疾病に由来する生活能力の障害、社会からの疎外による生活条件の劣化などによる疾病の悪化と障害、二次障害の増強をもたらすという悪循環



良い循環の方向に変えること



障害者本人の変化を求めるのではなく、障害は障害として受け入れ、その障害を補うことで本人の生活を整えること、環境を整えること

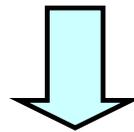
地域生活支援とは？

障害（生活のしづらさ）がありながらも、

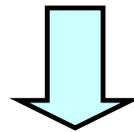
その障害に応じて、 その人が望む形で、

その人が望む地域で、 その人らしく生き生きと、

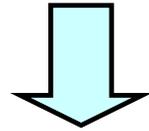
他の人々と共に暮せること



「どこで、誰と、どのように暮らしたいのか」



自立とはどういうことか？



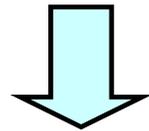
その人にとっての、できるだけよい形での
(その人自身が一番望む形での)

社会参加

「関係性」から考える 「自立」と「依存」

「不特定多数の人に依存して生きるときに初めて、人は誰にも依存して生きていないことになる」

(竹田青嗣、西巣著「よみがえれ哲学」NHKブックスP70)



「自立とは適切な依存先を
増やしていくこと」



わたしたちは、どうあれば・・・？

- その立場や役割が何かではなく、**障害者本人の生活**を理解し、共有できるか、共にあるかが大切ではないか
- 上下関係、一方通行の関係ではなく、**同じ地域生活者**としての対等な関係（気楽に相談ができ、共に課題に取り組む**協働関係**）が望ましい



わたしたちは、どうあれば・・・？

- 主導権は本人自身にある
- 本人が主体性を獲得することが援助の第一歩
- 本人の先に立って指導しなければならないとか、
「～でなければならない」という自身の価値基準にとら
われないこと
- 「見守る」「大目に見る」という態度で



わたしたちは、どうあれば・・・？

- 本人が自由に主体的に考え、行動し、
その中で

「困った時、助けて欲しい時には何とかして力を貸してくれるだろうという安心感」

を保障しておくことも重要

わたしたちは、どうあれば・・・？

- 中立性・公平性を保ちながら、でも本人の味方であり理解者
- 本人主体、自己決定、権利擁護

相談支援者が権利侵害をおかす危険性

- 話をよく聴く。意思の形作ることを支える。意思の中から決定することを支える。意思を表すことを支える。意思を実行することを支える。・・・このプロセスに、本人と共に責任を負う。

➡ 権利擁護

わたしたちは、どうあれば・・・？

- 「人」より先に「障害」があるわけではない
障害がその人のすべてではない
まず、「その人らしさ」をみる
次に「その人」と「障害」の関係をみる

↓
全人的理解

障害は、
もつもの？ あるもの？

- 「障害をもっている～さん」、ではなく
「～で生活している～さんには障害があり、
生きづらさ、困りごとがあります」（同じ生活者）

障害者ケアマネジメント

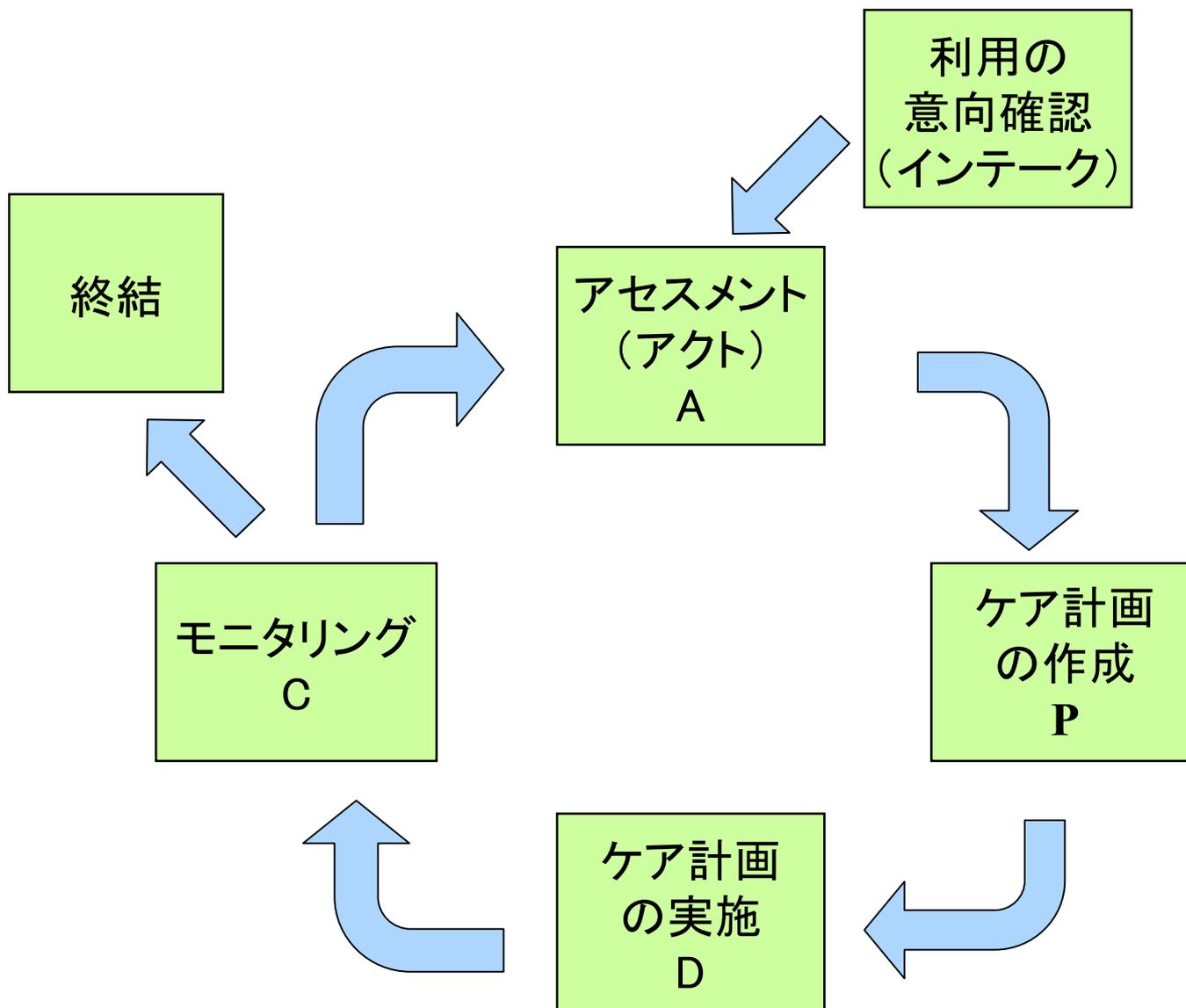
- 福祉や医療などのサービスと、それを必要としている人のニーズをつなぐ手法
- 地域生活を支援し、福祉・保険・医療・教育・就労など、幅広いニーズと、社会資源・複数のサービス(フォーマルだけでなくインフォーマルなサービスも含め)のコーディネートを行う
- 本人のちからを最大限発揮して、満足のいく生活ができることが目的

障害者ケアマネジメントの機能

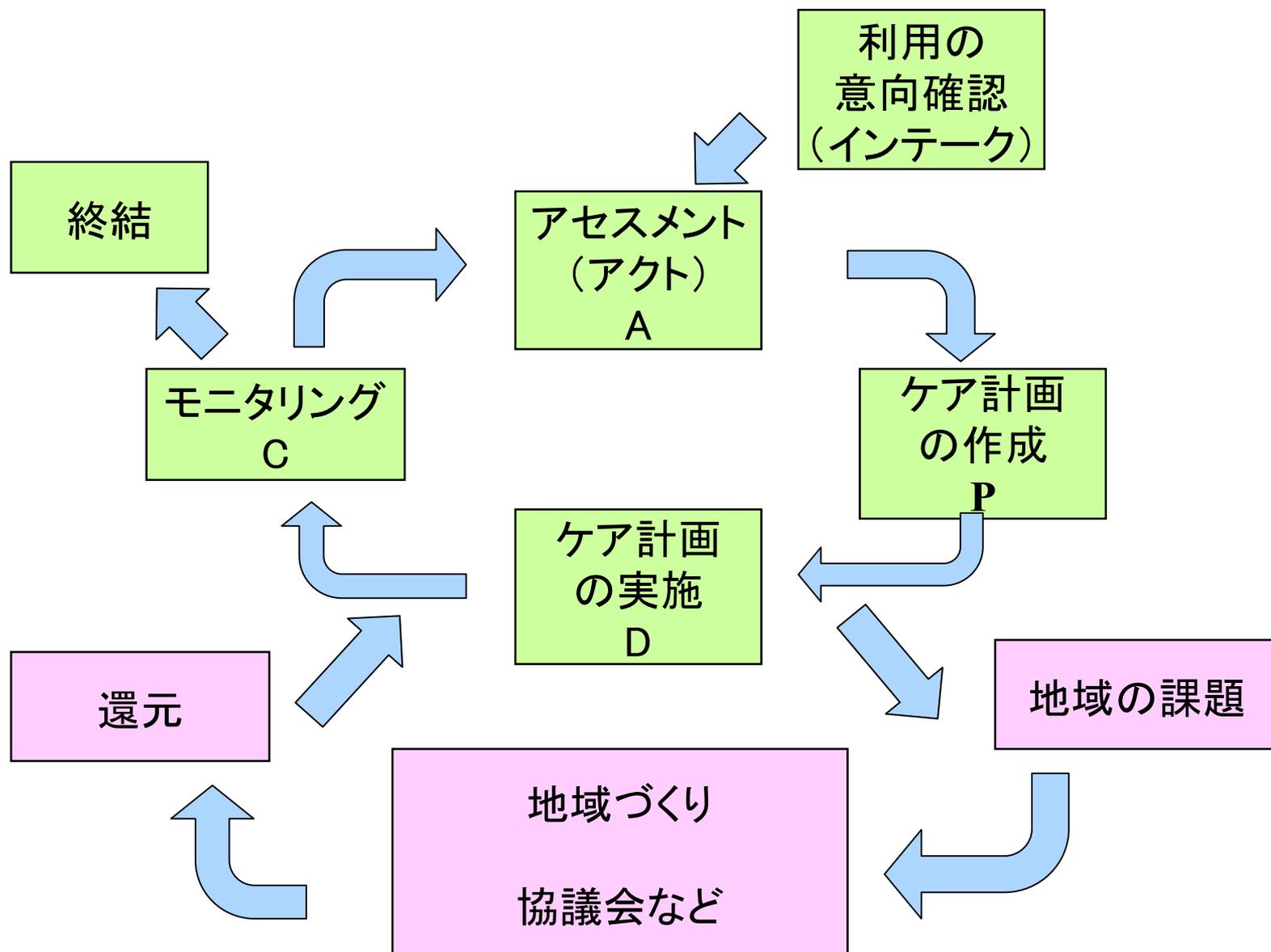
障害者ケアガイドラインより

- ① 障害者の地域生活を支援
- ② ケアマネジメントを希望する人の意向尊重
- ③ 利用者の幅広いニーズの把握
- ④ さまざまな地域の社会資源とニーズをつなげる
- ⑤ 総合的かつ継続的な支援(サービス)の供給を確保
- ⑥ 社会資源の改善及び開発(新たな地域課題に対して)

障害者ケアマネジメント過程（概略）

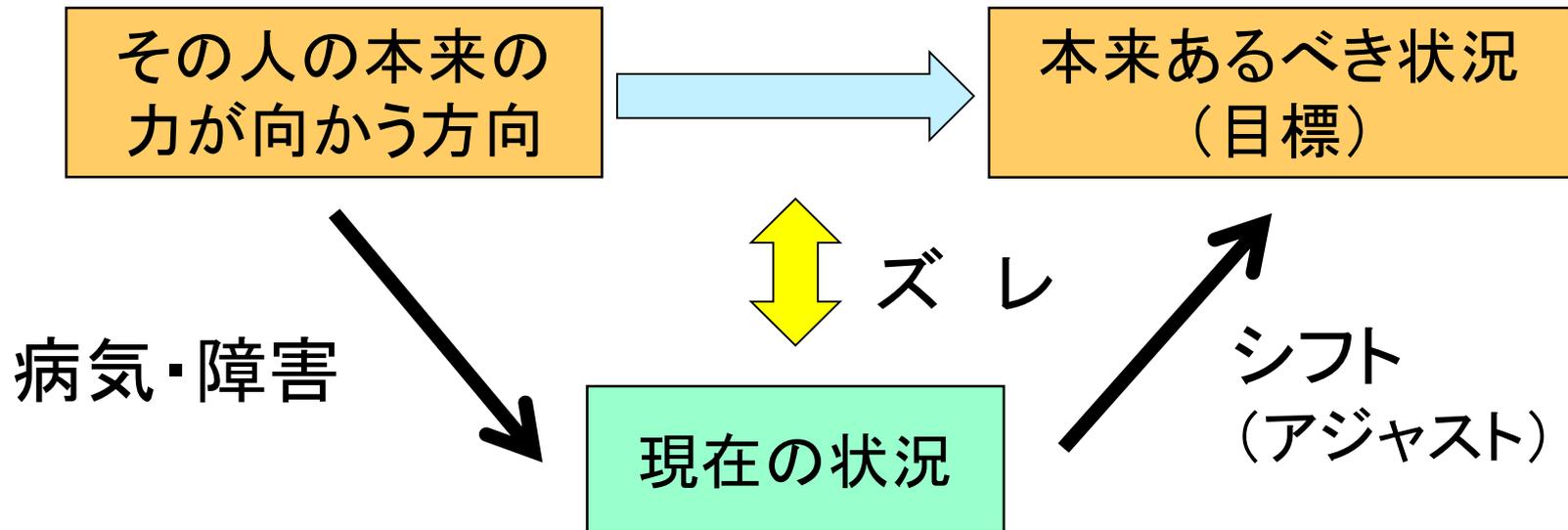


障害者ケアマネジメント過程（概略）



障害者ケアマネジメント

■ミスポジション(ずれ)から考える発想



援助は「ズレ」を本流に戻す過程

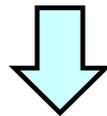
※ 新たな本流(目標)を見つけることも
その人自身のことや、ズレと目標、方法などを知る
技法が **アセスメント**

■ アセスメント (相談担当者だけがするものではない)

- 本人が主人公 (本人らしく暮らすために…)
- 本人の思い、希望を聞いて、知って、気づいていく (どうなりたいのか、どう生きていきたいのか…)

■ ストレngthモデル (本人の思いをかなえるために…)

- その人が元来持っている強み (強さ) に注目
- その人らしさ、その人の強み、環境の強み
- それを中心にアプローチする考え方
- フレームを変えてみる (リフレーミング)



その人のことを「わかる」ということ

■リカバリ

- 直訳すると、「回復」という意味だが・・・
- 病気や障害による様々な規制(生きづらさ等)を改善し、自分の人生を充実させ、希望に満ちた生活をする事
- また、病気や障害によって失われた家族や友人等を含めた人間関係を取り戻し、生活する地域の中で社会関係を再構築していくこと

■ エンパワメント

- エンパワメントとは単に「力をつけること」、ではない
- 本人(利用者)やその集団、コミュニティなどが自らの力を自覚して行動できるようサポートすること
- 本人(利用者)たちが自立性を取り戻し、その影響力や支配力を回復・発揮できるよう支援をする
- 人と人との生き生きとした出会いの持ち方
- 「人間はみな生まれながらに、かけがえのない個性、感性、生命力、能力、美しさを持っている」という考え方

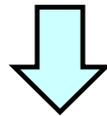


日本国憲法

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



第13条

すべて国民は、**個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**

障害者権利条約

(目的)

第一条

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、**様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。**

障害者権利条約

(家庭及び家族の尊重)

第二十三条

1 (略)

- (a) 婚姻をすることができる年齢の全ての障害者が、両当事者の自由かつ完全な合意に基づいて婚姻をし、かつ、家族を形成する権利を認められること。
- (b) 障害者が子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する権利を認められ、また、障害者が生殖及び家族計画について年齢に適した情報及び教育を享受する権利を認められること。(略)
- (c) 障害者(児童を含む。)が、他の者との平等を基礎として生殖能力を保持すること。

障害者基本法

(目的)

第一条

この法律は、**全ての国民が、障害の有無にかかわらず、**
等しく基本的人権を享有するかけがえない個人とし
て尊重されるものである(中略)障害の有無によって分
け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い
ながら**共生する社会を実現**するため、(中略)障害者の
自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ
計画的に推進することを目的とする。

(地域社会における共生等)

第三条

第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するに掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害者自立支援法

(目的)

第一条この法律は、**障害者基本法**の基本的理念にのっとり、(中略)
障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、**自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう**、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、(中略)**障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し** 安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の責務)

第三条

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

障害者総合支援法

(目的)

第一条 この法律は、**障害者基本法**の基本的理念にのっとり、(中略) 障害者及び障害児が**基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、(中略)障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し 安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。**

(国民の責務)

第三条

すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。

児童福祉法

(児童の福祉を保障するための原理)

第一条 全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に教育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童育成の責任)

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。(略)

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

障害者差別解消法

(目的)

第一条

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 ポイント

- ① H25年6月に成立し、H28年4月1日から施行。
- ② この法律の上位法として、「**日本国憲法**」、「**障害者権利条約**」があり、障害者差別に関する法律は他にも「**障害者基本法**」、「**障害者雇用促進法**」などがある。
- ③ 「**障害者差別解消法**」は「**障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない**」、差別とは「**障害に基づくあらゆる区別、排除または制限**であって、…(中略)…あらゆる分野において、他の者と平等を基礎として…、**障害に基づく差別(合理的配慮の否定を含む)**。」と定めている。
- ④ 障害のある人の権利を侵害しようという意図がなくても、結果的に**権利を妨げる効果**を生じれば差別になる。

障害者差別解消法

- ⑤ 差別、平等とはどういうことか。障害者とは「心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者(医学モデルから社会(生活)モデルへの転換)」とし、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としている。
- ⑥ これまでの社会は障がいのない人を想定して作られ、障がいのある人はその想定からはずされて作られてきた。言い換えれば、平等性に対する配慮を欠いた偏った不公正な想定のもとで社会が作られていることが障害という問題を発生させている(社会的障壁の存在)ということ。

障害者差別解消法

- ⑦ 障害のある人もない人も、同じように扱うことが平等ということではない。
- ⑧ 合理的配慮とはむしろ今までの無配慮を埋め合わせる配慮であり、不平等を埋め合わせることで、障害のない人が受けてきた配慮と同じだけの配慮を求めるもの。



いったい何が差別で、何が平等か……。

具体的にどうしたらいいのか……。

あなただったらどう思うか？

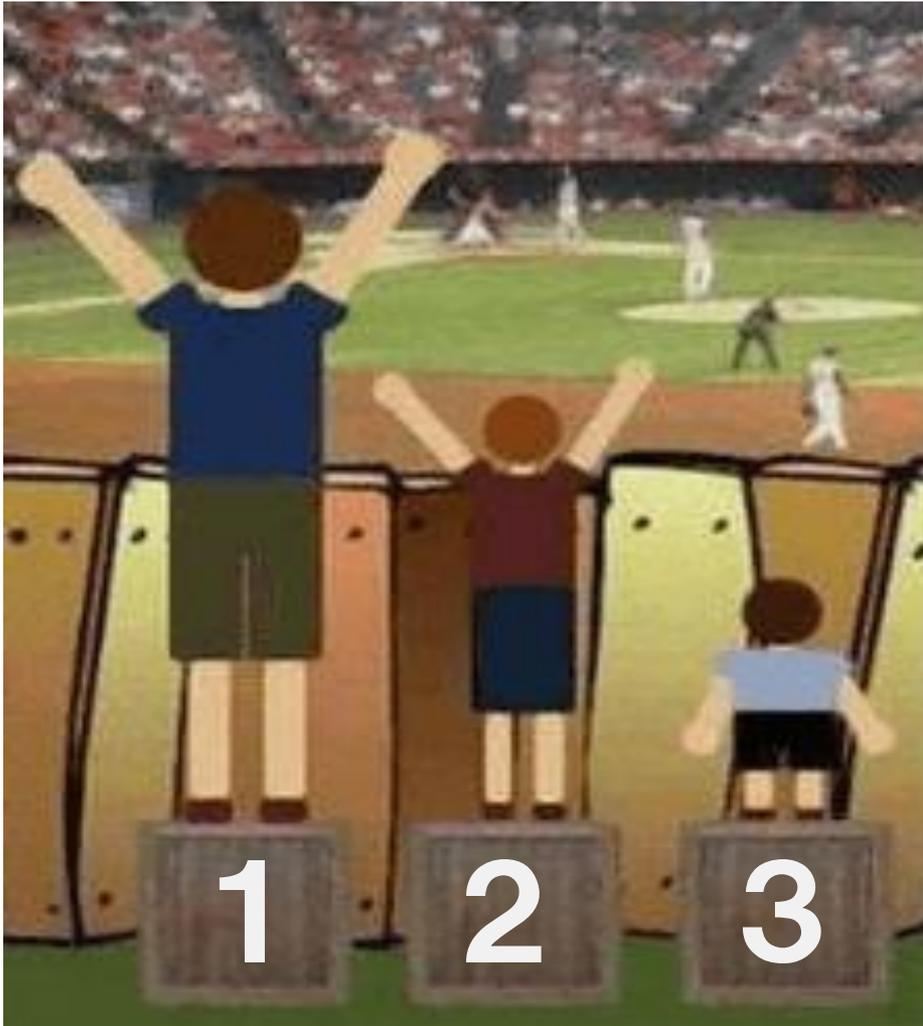
平等

- ・偏りや差別がなく、みな等しいこと。また、そのさま。
- ・平坦でなだらかであること例外はありえない。均等な配分。

公平（公正）

- ・すべてのものを同じように扱うこと。
- ・判断や処理などが、偏っていないこと。また、そのさま。

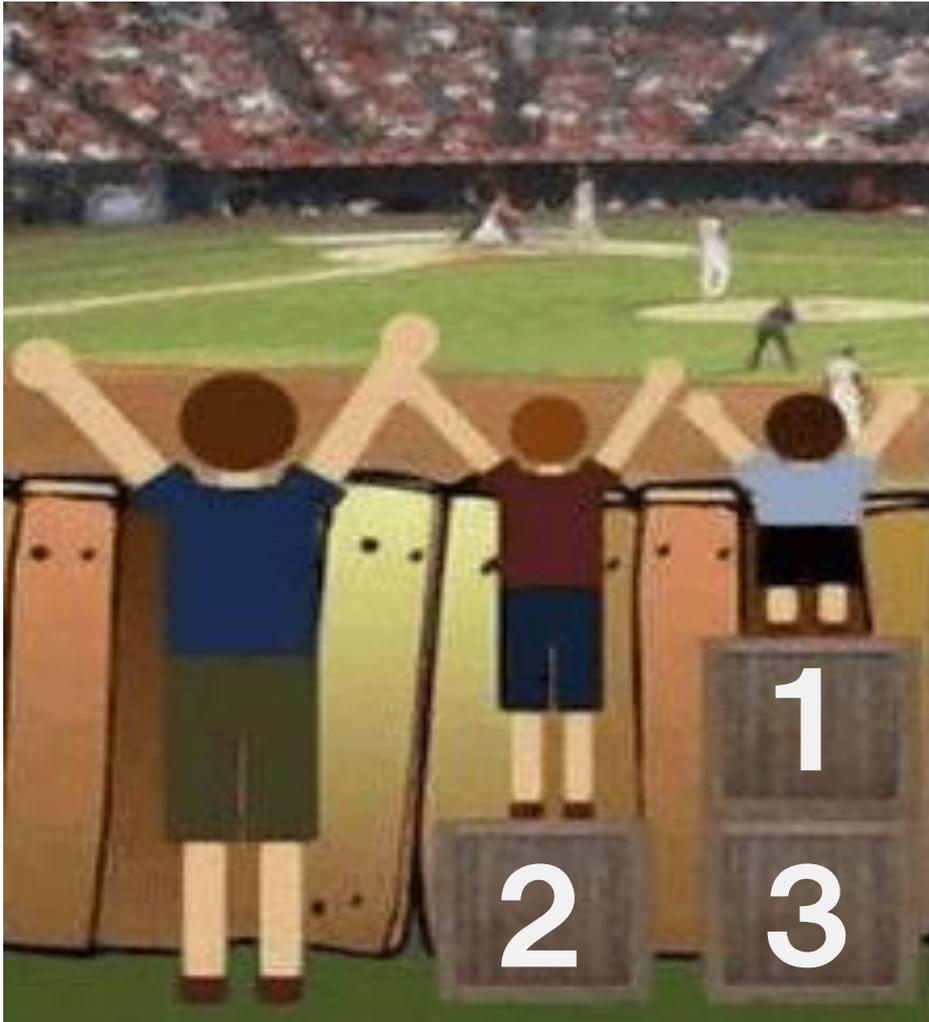
公平と平等の違い



平等

田原市 新井在慶氏 資料より

公平と平等の違い



公平

田原市 新井在慶氏 資料より

公平と平等の違い

平等：結果を等しくする。



「この子らを世の光に」

糸賀一雄の思想

「この子らは、みずみずしい生命にあふれ、むしろまわりの私たちに、そして世の人々に、自分の生命のみずみずしさを気づかせてくれる素晴らしい人格そのもの」

「人間の本当の平等と自由は、この光を光としてお互いに認め合うところにはじめて成り立つ」



T3年－S43年

日本に障害者福祉を切り開いた第一人者
S38年、重症心身障害児施設「びわこ学園」を
設立

「社会福祉の父」と呼ばれる

おわりに

- 全ての人が、地域社会の中で、自らの望む暮らしを見つけ、実現できるようにすることが障害福祉の最大の目的

ご清聴 ありがとうございました